

70周年記念事業 「フォトコンテスト」実施要項

1 目的

向日市社協の事業及び活動を広くPRするために、写真・動画共有アプリケーション「Instagram」（以下「Instagram」という。）のフォロワー数を増やすことを目的に実施する。

2 主催

社会福祉法人 向日市社会福祉協議会（以下「本会」という。）

3 実施方法

フォトコンテストは、「Instagram」を用いて実施するものとする。

4 応募資格

本実施要項に同意した個人とし、法人、グループ、その他の団体（法人格の有無は問わない）での応募は不可とする。なお、未成年者は、保護者の同意を必要とする。

5 応募期間

応募期間は、令和4年10月1日～10月31日までの1か月間とする。

6 募集テーマ

テーマは「記念日」とする。

7 応募方法

応募要件及び応募方法は、次のとおりとする。

・応募要件

- ① Instagram のアカウントを公開していること。
- ② 向日市社協公式アカウントをフォローしていること。
- ③ 向日市社協公式アカウント運用ポリシーの注意事項の内容に抵触しないこと。
- ④ フォトコンテストは、Instagram が支援、運営、承認、関与するものではなく、応募の際は、Instagram の規則を遵守すること。

・応募方法

- ① キャプション（本文）に以下の事項を入力して応募期間内に投稿すること。
- #### ・応募用ハッシュタグ「#向日市社協」「#向日市社協フォトコン」「#記念日」「#写真のタイトル」
- ② 作品を広く発信するため、コメントや応募用ハッシュタグ以外のハッシュタグを自由に追記することができるものとする。

8 投稿の制限等

- ① 1回の投稿で応募できるのは1作品までとする。
- ② 作品は、応募者が自身で撮影し、他のコンテスト等で未入賞のものに限る。
- ③ 撮影時期の制限を設けないものとする。
- ④ 写真は、解像度変更、ホワイトバランスの補正、トリミングの補正、色調変更、明るさ調整の加工を施すことができるが、組写真や合成処理画像は応募できないものとする。
- ⑤ 人物を撮影した作品は、本実施要項に定める「著作権等」に留意の上、被写体となった者の承諾を得たもののみ応募できるものとする。

9 審査

- ① 本会による審査を行い、受賞者を決定するものとする。
- ② 審査に関する質問には、一切回答しないものとする。また、応募者は一切の異議を申し立てることができないものとする。

10 受賞者への連絡等

- ① 本会からは、Instagram のメッセージ機能を利用し、公式アカウントから、12月初旬に受賞者へ連絡するものとする。
- ② 本会が指定した日までに、受賞者からの連絡がない場合は、受賞の権利を失効するものとする。

11 賞品について

商品券 20,000 円。

12 個人情報の保護

本会は、応募者の個人情報を厳重に管理し、本フォトコンテストの実施以外の目的のために利用しないものとする。

13 著作権等

- ① 応募作品の著作権は応募者に帰属するが、応募時点で、本会は本会が運営するホームページ、SNS、本会が発行する印刷物等で、応募者の承諾を得ることなく使用（作品のトリミング等の補正含む）できるものとする。（応募者は、無償でこれらの利用と提供について同意したものとする。）
- ② 作品において、肖像権や著作権等の第三者の権利侵害があった場合は、本会は一切責任を負わない。

1 4 損害に対する責任

- ① 本会は、応募により生じた損害等に対する責任は、その原因を問わず負わない。
- ② やむを得ない事由により、事前に通知することなく、応募期間や賞品内容の変更、また、フォトコンテストの中止・中断をする場合がある。この場合、本会はフォトコンテストの中止等に関連して、一切責任を負わない。
- ③ 第三者の違法行為により、応募者の個人情報漏洩してしまった場合については、本会に過失がない限り、一切の責任を負わない。

1 5 その他

- ① 受賞作品発表後であっても、応募作品に虚偽の事実や本実施要項の違反があった場合は、受賞を取り消し、賞品の返還を求めることができるものとする。
- ② Instagram の利用規約又は法令に違反する行為が認められる場合、その他、本会が不適当と認める場合は、投稿データの非掲載、掲載後削除等の対応を行うとともに、受賞を無効とする。